

群馬大学大学院医学系研究科附属医学教育センター規程

平成22. 8. 1 制 定
改 正 平成23. 4. 1 平成26. 4. 1
平成28. 7. 1 平成30. 4. 17
令和 2. 4. 21

(趣 旨)

第1条 この規程は、群馬大学大学院医学系研究科附属医学教育センター（以下「センター」という。）の組織及び運営に関して必要な事項を定める。

(目 的)

第2条 センターは、群馬大学大学院医学系研究科において、入学者選抜、医学教育及び卒業教育を一貫して行うという明確な教育理念の下、群馬大学医学部教務委員会医学科部会（以下「医学科部会」という。）、群馬大学医学部附属病院地域医療研究・教育センター（以下「地域医療研究・教育センター」という。）及び地域医療機関等と連携し、医学教育の充実及び推進を図ることを目的とする。

(業 務)

第3条 センターは、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 医学部医学科生の教育及び実習カリキュラムの変更及び分析に関すること。
- (2) 医学教育に関する研究及び開発に関すること。
- (3) 学生支援に関すること。
- (4) C B T（知識及び問題解決能力を評価する客観試験）、O S C E（態度・技能を評価する客観的臨床能力試験）等の全国共用試験に関すること。
- (5) 卒前・卒業の一貫教育に関すること。
- (6) その他センターの目的を達成するために必要なこと。

(組 織)

第4条 センターに、次の各号に掲げる部門を置く。

- (1) 医学基礎教育部門
 - (2) 臨床医学教育部門
- 2 部門に関し必要な事項は、別に定める。

(職 員)

第5条 センターに、次の各号に掲げる職員を置く。

- (1) 医学教育センター長（以下「センター長」という。）
- (2) 医学教育センター副センター長（以下「副センター長」という。）
- (3) 医学基礎教育部門長
- (4) 臨床医学教育部門長
- (5) センターの主担当を命ぜられた教員
- (6) その他センター長が指名する教員
- (7) その他必要な職員

2 センター長は、医科系研究科長をもって充て、センターを代表し、センターの業務を掌理する。

3 副センター長は、センター長が指名するセンターの主担当を命ぜられた教員をも

って 充て、センター長を補佐し、センター長に事故あるときは、その職務を代行する。

4 第1項第3号及び第4号の部門長は、センター長が指名する医学系研究科の担当を命ぜられた教員又は附属病院の担当を命ぜられた教員をもって充てる。

5 第1項第3号及び第4号の部門長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(運営委員会)

第6条 センターに、センターの円滑な運営を図るために、群馬大学大学院医学系研究科附属医学教育センター運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、センターの運営に関する事項を審議する。

3 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

(1) センター長

(2) 副センター長

(3) 医学基礎教育部門長

(4) 臨床医学教育部門長

(5) 医学科部会から選出された者 若干人

(6) 地域医療研究・教育センターから選出された者 若干人

(7) センター長が必要と認めた者 若干人

4 前項第5号から第7号までの委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員会に、委員長及び副委員長を置く。

6 委員長はセンター長をもって充て、副委員長は副センター長をもって充てる。

7 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

8 委員長に事故あるときは、副委員長がその職務を代行する。

(事務)

第7条 センター及び委員会の事務は、学務課において処理する。

(雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか、センターの運営に関し必要な事項は、センター長が別に定める。

(規程の改廃)

第9条 この規程の改廃は、医学系研究科教授会の議を経て、医学系研究科長が行う。

附 則

1 この規程は、平成22年8月1日から施行する。

2 この規程施行後最初に選出される第4条第3項第3号から第5号までの委員の任期は、同条第4項の規定にかかわらず、平成24年3月31日までとする。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年7月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月17日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、令和2年4月21日から施行し、令和2年4月1日から適用する。